



～弁護士的女房のつぶやき～



今年は我が家の3番目(娘)が成人式を迎えました。我が家の上3人の子どもは年齢が近く、2歳違いと年子なので毎年のように同じ行事が繰り返されます。成人式も私は手慣れたもの。頭の中には、例年の子どもたちのスケジュールがばっちり入っています。成人式の朝の早起きは勿論のことですが、その前後には中学や高校の同窓会が入り我が家の子どもは羽目を外すのか、帰宅がかなり遅くなることなど(笑)・・・●成人式当日は、朝方ちょっと小雨が降りましたが、日中は晴天になりありがたいお天気でした。娘は、早起きして着付けと髪の設定をして貰い緊張して成人式に臨みました。癒やし系の彼女によく似合ったクリーム色の着物で。その後、私の携帯には式場からの楽しそうな写真が何枚も送られてきました。●昼の成人式で昔の同級生と交流を深めた娘は、当然のごとく中学校の同窓会へ。夜はなかなか帰宅せず、結局帰宅は朝方・・・そのままボタンキューで夢の中。上の子どもたちでかなり免疫はあるつもりですが、この娘にはびっくり。その上、昼過ぎになってから言い出したのは、「財布を無くしたみたい・・・」「えっ?・・・」どうやら、夕べの同窓会で無くしたそうです。私たちは胸がドキドキ。お金と銀行のカードが2枚入っていたとのこと。この子は、大学入学の時にも大金を無くして、・・・その後出てはきたのですが、「またなの?」というあきれた感じです。警察と銀行に連絡すると、この辺はちゃっかりというか、しっかり自分でやっていたが、「飲み過ぎだよー。帰りも遅すぎるし。そんなに頑張らなくていいのに・・・」の私の声に、「ほんと、それ。死にたい・・・」「顔向けできない・・・」と反省している様子。●その夜のこと、結局財布は有ったのです。前の晩に行ったお店に。中身のお金とカードもちゃんと入っていました。お店の方に感謝。20歳になって成人式を迎えたと言っても中身はまだ子どもです。あまり調子に乗らないよう気を引き締めて、助けて貰っている周囲の方々に感謝して日々を過ごして欲しいです(*^o^*)。

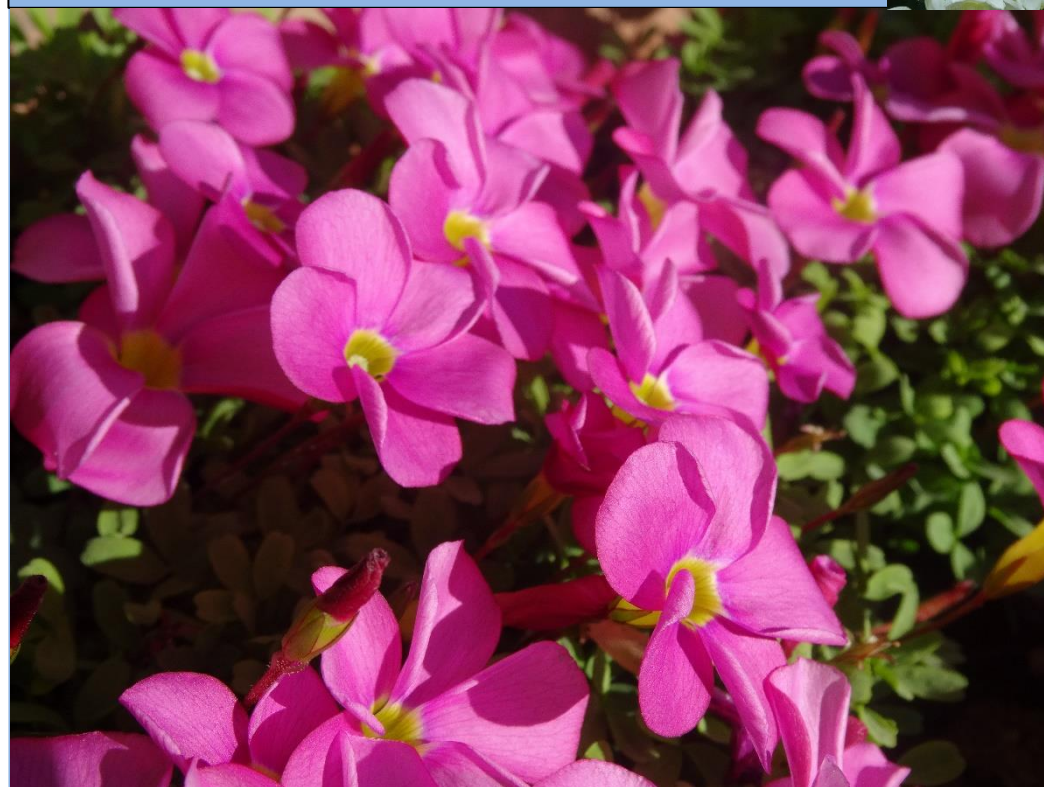
樫八重総合法律事務所 (法律・税理) 通信No.23 令和2年冬号

880-0805 宮崎市橋通東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00~18:00

Kashiyae news

2019年
冬号



ハナカタバミ (花片喰)

濃いピンク色の可愛らしい花。夏から秋にかけて咲く花とされていますが、今年は暖冬のためか、冬でも開花して楽しませてくれています。日当たりが良い場所を好み、曇りや日陰だと花を閉じます。

花言葉は「輝く心」「決してあなたをわすれません」「あなたと過ごしたい」「物思う」。

このピンク色に元気を貰います。



お役立ち情報室



■ 法務 裁判について～民事・刑事～ ①

裁判というと皆さんはどのようなイメージをお持ちでしょうか。刑事裁判については、裁判員制度の導入により法廷でのイメージなどをお持ちだと思います。裁判には民事裁判と刑事裁判があり、民事裁判の中には行政裁判が含まれます。今回からは裁判についてお伝えします。

民事裁判

民事裁判の中で訴訟は私人（個人・会社）間の争いで、法律で認められた権利・義務に関するものが対象になります。逃げた奥さんを無理矢理連れ戻してきてもらいたいというような訴訟の場合は、そのような権利は法律上認められておらず、訴訟の対象になりません。原告（訴える人）と被告（訴えられた人）は、訴訟では法律上の知識が必要なので、一般に弁護士に代理を依頼しますが、弁護士に依頼せずに自分だけで裁判を行うこと（本人訴訟）も可能です。

訴訟の途中で話し合いによって争いが解決するのが和解です。実際の訴訟では裁判官より勧告を受けて、判決まで行かずに和解で解決することがほとんどです。和解が成立すると、訴訟で判決が下された場合と同様の効力が与えられます。

訴訟以外に、裁判官・調停委員を交えて話し合っ争いを解決する調停という制度もあります。家族や相続に関する争いを裁判する場合は先ず調停にかけなければなりません。調停を成立させるかどうかは当事者の自由ですが、成立させると訴訟で判決が下された場合と同様の効力が与えられます。

民事裁判では、手数料として裁判所に提出する書類に印紙を貼らなければなりません。これには、なんでも裁判に持ち込まれること（乱訴）を防ぐという効果もあります。

訴訟というと、弁護士が相手側に詰め寄って意見を述べるシーンを思い浮かべられるかもしれませんが、実際は書類のやり取りがほとんどで

す。お互いの主張については法廷において口頭で述べるのではなく、事前に当事者から弁護士が聞き取りをして、これを書面（準備書面）にまとめて提出します。このように双方の主張や証拠を書面として提出することを続けていき、争点の整理をします。

争点がはっきりした段階で、尋問が行われ、当事者や証人の出廷となります。これは、当事者や証人が法廷で弁護士や裁判官の質問に直接答える手続きです。

この証人尋問が終わると、裁判は終結し、判決が言い渡されます。

判決に不服がある場合は上訴（控訴、上告）をすることができますが、これらは判決正本を受け取ってから2週間以内です。判決が確定すると、その判決内容どおりに当事者間の法律関係は確定します。相手方が判決内容に従わない場合は強制執行により従わせることが可能になります。たとえば、判決が金銭の支払いを命じる内容であれば、相手方の不動産を競売にかける、あるいは、勤め先から直接に給与の支払いを受けて強制的に金銭を支払わせることができることとなります。

裁判の流れ

原告→代理人を依頼＝**弁護士**

【訴訟提起】 訴状を裁判所に提出



【期日決定】 ～訴訟提起からおおよそ1ヶ月くらい～
裁判の期日に合わせて双方（原告・被告）から準備書面を提出する
～双方の言い分が出そろうまでに1年くらい要することもある～



【証人尋問】
争点がはっきりした段階で証人尋問



【弁論終結】
最終準備書面を提出して弁論終結となり、判決期日が言い渡される



【判決言渡】
裁判官から判決が言い渡される